

小笠原諸島の公共事業における環境配慮指針

目次

第 章 総 論	・ ・ ・ 1
1 . 策定の目的と背景	
2 . 基本理念	
3 . 基本方針	
4 . 指針の適用範囲	
5 . 配慮すべき環境の要素	
6 . 環境配慮の進め方	
第 章 公共事業環境配慮指針	・ ・ ・ 3
1 . 実施計画・設計段階における事項	・ ・ ・ 3
1 . 1 実施計画の策定	
1 . 2 環境調査の実施	
1 . 3 実施計画・設計の基本的考え方	
1 . 4 構造等に関する配慮	
1 . 5 既設構造物への適用	
1 . 6 移入種対策に関すること	
2 . 施工段階における事項	・ ・ ・ 4
2 . 1 施工計画への反映	
2 . 2 請負者の責務	
2 . 3 自然環境配慮講習の実施	
2 . 4 監督員の責務	
2 . 5 工事資材等の確認	
3 . 維持管理段階における事項	・ ・ ・ 6
3 . 1 維持管理業務	
3 . 2 自然環境の回復	
4 . 建設リサイクルに関する事項	・ ・ ・ 6
4 . 1 建設リサイクルの推進	
4 . 2 工事間利用等の調整	
5 . 事業の審査に関する事項	・ ・ ・ 7
5 . 1 審査機関の設置	
5 . 2 審査機関による検証	
5 . 3 見直しの申し入れ	
5 . 4 公表	

第 章 総論

1．策定の目的と背景

小笠原諸島は、他の地域と隔絶した大洋に浮かぶ孤島の中で育まれてきた固有の自然環境を有する地域である。この自然環境は、人類共通の財産として保全されなければならない。

しかし、人々の生活を支えるための様々な公共事業の実施が自然環境へ少なからず影響を与えてきた。

平成15年5月、小笠原諸島が世界自然遺産の国内候補地として選定されたことから、公共事業の実施に当たっては、これまで以上に小笠原諸島の自然環境に配慮していく必要がある。

こうした状況を踏まえ、本指針は、自然環境や景観等への影響を極力低減することを目的として、小笠原諸島における公共事業の実施に際して配慮する事項を定めるものである。

2．基本理念

公共事業の実施に当たり、人類共通の財産である小笠原諸島全体の自然環境や景観等に与える影響の低減を目指す。

3．基本方針

小笠原諸島における公共事業は、小笠原の自然環境や景観等に配慮した必要最小限の整備を基本とし、次の方針により実施する。

- (1) 小笠原諸島固有の自然生態系を確保するため、移入種対策及び野生生物の種の保存などに配慮する。
- (2) 公共事業に伴う自然への影響の回避、最小化、修復、回復等の適切な措置を講じ、自然への負荷を軽減する。
- (3) 人と自然との触れ合いの場が確保できるように配慮する。
- (4) 公共事業に携わる者全てが、本指針の主旨を把握し業務を行う。
- (5) その他、本指針に特に定めのないものについては、法令、条例その他の指針等に基づいて、環境配慮を実施する。

4．指針の適用範囲

本指針の対象とする公共事業は、小笠原諸島内において東京都が発注する建設工事などで、自然環境や景観等に配慮すべき事業とする。ただし、公共施設の管理上必要な緊急工事等は、できるだけ自然環境や景観に配慮することとするが、適用除外事業とする。

また、既設の公共施設についても、自然環境や景観等が良好に保全されるよう適宜改修するなど、積極的に環境配慮を行なう。

なお、道路の新規路線や港湾・漁港・空港で新たに港を整備するなどの新規開発事業は、基本計画段階ではその必要性や小笠原の自然環境や景観等に与える影響を別途検討することとし、実施計画・設計の段階から本指針を適用する。

5．配慮すべき環境の要素

公共事業の実施に当たり、自然環境や景観等について配慮すべき要素は次のとおりとする。

配慮の視点	配慮すべき環境の要素
生物多様性	野生植物、野生動物、生態系
上記以外の自然的要素	大気、悪臭、騒音・振動、土壌、地盤、地形・地質、水質・底質、水循環、地下水、波浪、潮流、その他
人と自然とのふれあい	自然景観、街並み景観、ふれあいの場、史跡・文化財
環境への負荷の低減	廃棄物処理、リサイクル、自然エネルギー利用、地球温暖化対策等

6．環境配慮の進め方

事業者は、本指針に定めるところにより、公共事業における環境配慮を進める。

公共事業の実施に当たって、事業者は、「実施計画・設計」、「施工」、「維持管理」の各段階で環境配慮に関する点検を行い、その結果を審査機関に提出する。審査機関は、事業者が行った自己点検の内容を検証し、必要に応じて事業者へ見直しを申し入れる。

また、事業者は、審査機関が検証した結果を公表する。

第 章 公共事業環境配慮指針

1. 実施計画・設計段階における事項

1.1 実施計画の策定

実施計画の策定に当たっては、本指針に定める基本方針に基づき、自然環境や景観等に配慮する。

小笠原諸島内で行われる公共事業について、実施計画を策定するに当たっては、本指針第 章 3 . の基本方針に基づいて自然環境や景観等への配慮を行う。

1.2 環境調査の実施

小笠原諸島の自然環境や景観等の現状を把握し、公共事業実施による自然環境や景観等への影響を調査する。

実施計画・設計に当たっては、小笠原諸島の自然環境や景観等に与える影響を調査する。

1.3 実施計画・設計の基本的考え方

自然環境や景観等への影響を視野に入れ、総合的に施設等の位置・規模・内容を検討する。

実施計画・設計に当たっては、小笠原諸島の有する特別な自然環境や景観等に与える影響を考慮した上で、総合的に判断する。周辺の自然環境や景観等に即したものとするために、公共施設等の位置、規模、内容の検討を行う。

また、極力、自然環境を保全することを基本とするが、野生生物に対する影響が避けられない場合には、代替の生息環境の回復を図るなど、生態系の保全に積極的に努めるものとする。

1.4 構造等に関する配慮

自然環境や景観等に配慮した構造、材料及び意匠とする。

道路・河川・公園・港湾・住宅等の構造物は、自然環境に与える影響が大きく、かつ街並み景観を形成する重要な要素であるため、小笠原固有の自然環境や景観等に可能な限り配慮した構造、材料、意匠となるように十分に検討を行う。

1.5 既設構造物への適用

既設構造物に対しても本指針を適用し、自然環境や景観等が良好に保全されるよう積極的に配慮する。

道路、擁壁、護岸、防波堤、農業基盤施設、各種公共建築物等の既設構造物は、自然環境や景観等が良好に保全されるよう適宜、改修を行う。

1.6 移入種対策に関すること。

使用材料の選定に当たっては、小笠原諸島固有の自然生態系に悪影響を及ぼさないよう留意する。

固有種が多く脆弱な生態系を有する小笠原においては、移入種の侵入を未然に防止する必要がある。材料の選定に当たっては、移入種に対する十分な予防措置を行うものとする。

2. 施工段階における事項

2.1 施工計画への反映

施工計画の策定に当たっては、本指針に定める基本方針に基づき、自然環境や景観等に配慮する。

小笠原諸島の自然環境の保全や地域の景観に配慮した施工計画を策定する。また、自然環境に配慮した工事発注や工期設定に努める。

2.2 請負者の責務

請負者は、実施計画・設計段階における自然環境や景観等に対する配慮事項を考慮し、必要以上に工事区域内の地形及び景観の改変を行わない。工事に伴い騒音、振動又は濁水が発生する場合は、自然環境に及ぼす影響に十分配慮する。

請負者は、受注した公共工事の内容を十分理解し、工事実施が周辺の自然環境や景観等に与える影響を最小限にとどめる努力をしなければならない。現場条件に差異が生じた場合は、実施計画・設計段階における配慮事項を踏まえ適正に対処する。

また、使用する建設機械は、低騒音・低振動型及び排出ガス対策型のものを用いるなど施工は環境に配慮して行うものとする。さらに、周辺景観との調和を図るため、保安施設等の色彩にも配慮する。

2.3 自然環境配慮講習の実施

公共事業の請負者は、小笠原支庁が実施する自然環境への配慮に係る講習を受講しなければならない。

請負者は、受講内容をもとに現場作業員に対して、本指針に基づく自然環境に関する内部教育を実施する。

2.4 監督員の責務

監督員は、小笠原諸島の自然環境や景観等に配慮した施工が行われるよう、請負者を指導・監督し、その措置内容について審査機関に報告する。

監督員は、工事現場において、本指針又は施工計画に示された環境配慮事項の遵守を請負者に徹底させる。

また、環境への配慮が確実に履行されているか点検し、審査機関に報告する。

2.5 工事資材等の確認

監督員及び請負者は、島外からの材料搬入又は工事資材の移動に際して、移入種の侵入及び移動拡散を防ぐために、使用材料、資材の点検を徹底する。

移入種の侵入を防ぐために、使用材料の産地及び保管状況等を調査し、また、

その搬入時に、移入種対策が取られているか点検する。

材料、工事資材等の島内及び島間の移動に際しては移入種に対する十分な予防措置を行うものとする。

3．維持管理段階における事項

3．1 維持管理業務

維持管理業務は、本指針に定める基本方針に基づき、自然環境や景観等に配慮する。

維持管理業務においても、可能な限り環境に配慮することとし、実施計画・設計段階における事項のうち 1．4 構造等に関する配慮 及び 1．6 移入種対策に関すること、並びに施工段階における事項の 2．1 施工計画への反映 から 2．5 工事資材等の確認 までの規定に従うものとする。

3．2 自然環境の回復

用途を廃止した施設（構造物）は速やかに工作物の除去を行うなど、自然の回復に努める。

廃道敷き等、用途廃止した施設を撤去した後は、従前の自然環境や景観等に回復させることに努める。

4．建設リサイクルに関する事項

4．1 建設リサイクルの推進

建設副産物等の処理に当たっては、環境への影響を極力少なくするため、発生量を抑制するとともに、リサイクル（再使用又は再生利用）に努める。

建設副産物等は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令、「東京都建設リサイクル推進計画」等に基づき、適正に処理するものとする。

構造物等の長期使用（延命化）、建設副産物等の発生抑制を図り発生量を削減するとともに、コンクリートブロック等で利用可能なものは、現場内利用、工

事間利用、再資源化施設での処理等によりリサイクル（再使用又は再生利用）に努める。

なお、しゅんせつ土の処理はその海域の状況を把握した上で検討する。

4.2 工事間利用等の調整

建設リサイクルを推進するため、工事間利用等について情報交換し、利用調整を図る。

建設副産物等の現場内利用、工事間利用、再資源化施設での処理等に当たっては、島内の利用調整会議により情報交換を行い、利用調整する。

また、島内で処理できない場合は島外を含め利用調整し、建設リサイクルの推進に努める。

5. 事業の審査に関する事項

5.1 審査機関の設置

事業者が行う自己点検の内容を検証するため、審査機関を設置する。

本指針に基づき事業者が行う自然環境や景観等への配慮のための自己点検の内容を検証するために、小笠原支庁長が審査機関を設置する。

5.2 審査機関による検証

「実施計画・設計」、「施工」、「維持管理」の各段階において、事業者は本指針に基づきチェックシートを作成し、自己点検を行い、その内容を審査機関が検証する。

事業者は、総務局（小笠原支庁）で定めるチェックシートの様式に、配慮すべき要素などの必要事項を記載し、これに基づき各段階において環境等に対する配慮が適切か否かを自己点検する。審査機関はその内容を検証する。

5.3 見直しの申し入れ

審査機関は、前項の検証の結果、課題があると認められる場合は、事業者に対し、見直しを行うよう申し入れる。

審査機関は、実施計画・設計時点においてチェックシートによる評価を行い、本指針に基づいているか検証する。課題があれば、事業者に対し実施計画・設計内容の見直しを申し入れる。また、施工段階においては、チェックシートに基づき、自然環境や景観等に配慮した施工が行われているか確認する。

課題があれば、事業者に対し見直しを行うよう申し入れる。

事業者は、審査機関の見直しの申し入れを踏まえ再検討を行う。

5.4 公表

事業者は、審査機関による検証の結果を公表する。

事業者は、審査機関により検証を受けたチェックシート等を公表する。

附 則

本指針は、平成16年8月1日から施行する。